一柳運送株式会社　同県近江八幡市、滋賀県トラック厚生年金基金　同県守山市、大和工業株式会社　同県甲賀市、滋賀県貨物運送事業協同組合連合会　同県守山市、滋賀ハイワーク株式会社　同県栗東市、滋賀協同物流株式会社　同県同市、株式会社よし笛流通　同県近江八幡市、昭建運輸株式会社　同県湖南市、近江運輸株式会社　同県彦根市、河瀬物流倉庫株式会社　同県同市、東亜貨物株式会社　同県同市、彦根貨物運送株式会社　同県同市、彦根相互トラック株式会社　同県同市、株式会社公益社　同県同市、彦根輸送協同組合　同県同市、有限会社金澤運輸　同県長浜市、湖北通運株式会社　同県同市、滋賀北部輸送協同組合　同県同市、長浜運輸株式会社　同県同市、株式会社西尾物流　同県同市、株式会社滋賀ユニック　同県東近江市、奥儀運送株式会社　同県同市、八日市物流倉庫株式会社　同県同市、彦根急送株式会社　同県犬上郡多賀町、泰星運送有限会社　同県同郡豊郷町、株式会社塚腰運送ＯＵＭＩ　京都市下京区、三友梱包有限会社　滋賀県愛知郡愛荘町、滋賀県綜合輸送協同組合　同県東近江市、滋賀自工運輸株式会社　同県同市、司運輸企業組合　同県長浜市、株式会社下司運送　同県同市、松姫工業株式会社　同県同市、有限会社二幸建設運輸　同県米原市、西田運輸株式会社　同県同市、伊吹陸運株式会社　同県同市、共栄運輸株式会社　同県同市、ホクオー運輸株式会社　同県同市、有限会社本庄造花店　同県長浜市、株式会社滋賀綜合輸送センター　同県東近江市、ヒコシン運輸株式会社　同県彦根市、有限会社近江屋運送　同県同市、有限会社ラウンド企画　同県同市

４．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第１項第１号による。

５．解散認可年月日　平成27年３月16日

平成27年３月25日

滋賀県守山市木浜町2298－４

滋賀県トラック厚生年金基金

理事長　岡田　　博

## 厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第１項第１号により解散したので、平成26年経過措置政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第43条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．代表清算人氏名　岡田　　博

２．住所　滋賀県守山市木浜町2298－４

平成27年３月25日

滋賀県トラック厚生年金基金

理事長　岡田　　博

## 解散命令公告

**群馬県公告**

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者のその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成27年３月25日

群馬県知事　大澤　正明

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

群馬県納豆商工業協同組合

群馬県高崎市新町2505番地

前橋高崎金融業協同組合

群馬県高崎市新田町６番地６

群馬紙豊協同組合

群馬県高崎市島野町890番地

高崎木造住宅建築協同組合

群馬県高崎市飯玉町120番地

協同組合群馬県貿易センター

群馬県高崎市貝沢町471番地の１

高崎建設業協同組合

群馬県高崎市倉賀野町2828番地の４

上毛不動産事業協同組合

群馬県高崎市京目町247番地１

総合設備エンジニアリング企業組合

群馬県高崎市新保町140番地３

ＩＮＧ企業組合

群馬県桐生市相生町三丁目573番地

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に群馬県知事に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

この処分については、上記の異議申立てを行ったか否かに関わらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に群馬県を被告として前橋地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる。

上記の異議申立てをした場合においては、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に群馬県を被告として前橋地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 解散命令公告

**愛知県公告**

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項及び中小企業団体の組織に関する法律第69条第４項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成27年３月25日

愛知県知事　大村　秀章

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

和合協同組合

名古屋市中区新栄一丁目22番19号

知立青果協同組合

愛知県知立市新富一丁目63番地

中小企業団体の組織に関する法律第69条第３項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

愛知県機料商業組合

愛知県蒲郡市八百富町1番20号

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分について不服がある場合は、異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となる。）。

さらに、異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となる。）。

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成27年３月25日　　東京都教育委員会

１　失効した免許状

氏名　廣澤　秀人

本籍地　新潟県

生年月日　昭和63年８月３日

免許状の種類及び番号

(1)　中学校教諭一種免許状

免許状番号　平24中１第1843号

教科　理科

授与年月日　平成25年３月31日

授与権者　東京都教育委員会

(2)　高等学校教諭一種免許状

免許状番号　平24高１第2284号

教科　理科

授与年月日　平成25年３月31日

授与権者　東京都教育委員会

２　失効年月日　平成27年２月27日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当